

第2回こども計画策定委員会 議事録

日時 令和6年11月11日（月）13:30～15:30
会場 秋田県秋田地方総合庁舎 607・608会議室

◆出席者

《委員》 笥川正典委員、大石淑子委員、大友潤一委員、大屋みはる委員、佐佐木良博委員、
高橋賢史委員、本田正博委員、山崎純委員、山名裕子委員 9名
《県》 あきた未来創造部 仲村次長、次世代・女性活躍支援課 糜田課長、
地域・家庭福祉課、障害福祉課、健康づくり推進課、保健・疾病対策課、医務薬事課
教育庁幼保推進課 義務教育課、高校教育課、生涯学習課、保健体育課、
警察本部人身安全対策課

1 開会

2 議題

議題1 「秋田県こども計画素案等について」

○山名委員長

それでは意見交換に入りたいと思います。かなり分量が多くなっていますので、項目ごとに少し区切りながら進めていきたいと思います。

まず、秋田県こども計画素案の第1章、秋田県こども計画の策定に当たってから第3章の計画推進の基本的な考え方まで、素案の本体では、1ページから29ページまでとなります。このあたりからご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。素案の1ページから29ページまでの間で何か質問等あれば、ぜひ挙手をお願いします。

○山崎委員

第1章と基本理念のことについて、意見とご質問をさせていただきます。まずは、みなさんご存知とは思いますが、今一度確認させていただきます。こども基本法に規定する基本理念では、すべての子どもは、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。また、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくることなど、子どもの権利について基本的な視点を明示すると共に、子育て家庭へのサポートや、子育てに夢を持てる社会の構築といった支援について言及している事が特徴の一つだと思います。従来から言われておりますが、子育てを、保護者だけではなく、社会全体で子どもの最善の利益に向けた支援を行う上で、子どもと直接かかわる保護者も含めた大人達、子育て支援者、保育士や指導員、教員など様々な立場で子どもと直接関わる大人達が、基本理念について認識を持ち、子どもと向き合っていく事が、重要なのではないかと思います。その点、相違はないと思いますが、このことをどのようにしてしていくのか、お聞かせいただければと思います。基本理念について、一人ひとりの大人たちが、折に触れ考えていく機会を作り、一人ひとりが基本理

念の認識を深め、理念の実践につなげていく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●事務局

こども大綱にあります理念等をご紹介いただいたんですけれども、今回の目玉というかポイントになる部分は、子どもからの意見聴取であるとか、意見表明。この計画におきましては、第1施策項目の2の子ども若者が健やかに成長できる環境整備の中の、子ども若者が権利の主体であることの周知であるとか、あと権利に関する理解促進や人権の教育というところでその必要性、重要性について記載しているところです。

ただ、その具体的なこれから取り組みの部分については今後、府内で検討していくことになりますが、まだ具体化するところまでには至っておりませんので、そういったところを今後、具体的に決定した際には皆様にもお知らせします。

○山名委員長

周知していくということですが、私も一人ひとりのことについて、折に触れて接する機会を作っていくことで、1度周知しただけではなかなか浸透しないと思っております。折に触れ、機会を作つて大人たちがその基本理念について考える。日々の態度とか行動とかも振り返る、そういった機会を作つていただくことがひとついいかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

○笈川委員

直近のタイムリーなニュースの関連で言うと資料2-73、地域における子ども・子育て支援の充実等というところに関連しますが、ご承知の通り厚生年金、年収問わず、パート加入、106万の壁が撤廃されるとあります。おそらく、手取りがパートの方が減るし、また、就労時間を増やす方のお子さんの延長保育とか一時預かりが増えることが想定され、受け入れ先をより充実していく必要があるのではないかでしょうか。今回の計画にも抽象的には盛り込まれていると思いますが、今回、制度が大きく変わる影響があるように思います。

まだ、府内で検討をする時間がなかったと思いますが、もし検討されているのであれば、お聞かせいただきたいのと、この計画にそれを反映されるかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

●幼保推進課

子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業として、各市町村が多様なサービスを提供しており、73ページから75ページまで、多様な事業を列記しております。今後、国の方針がどのように整理されるか、それに基づいて国がどのように対応していくかというところが、まだ明らかになってない時点で、それを先取りするような形で計画に記載することは難しいと思っております。国から明らかにされた時点においては、県として何ができるか、市町村がどういう事業を実施するのかということが整理された上

で、必要であれば、そのタイミングで計画変更の手続きが出てくると思います。

○笈川委員

国民年金の資格要件施行が、1年後になるのか2年後になるのかわからないのですが、それに間に合うような、施行の前の段階で、ある程度新たな利用者の見込みをアンケートなど、何かしらの形で取って、子育てのために仕事ができないというような世帯が、できる限り出ないように、あらかじめ準備できるところは準備していただきたいと思います。この年金の問題は、多方面にいろんな問題を引き起こすのではと思いますので、ちょっと計画とは離れてしまいますが、ご対応よろしくお願ひします。

●事務局

補足説明させていただきます。地域子ども・子育て支援事業につきましては、市町村が向こう5年間のニーズ調査を行うことになっており、県はそれを集計して計画を作成することになっております。今回の資料にはありませんが、目次の資料9として記載しているとおりに、市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況ということで取りまとめるとしております。

来年度から始まる計画に笈川委員からの意見をどこまで反映できるか、不明確な部分もありますが、計画途中で、市町村において、当初の需要を大幅に上回る状況があれば、県で取りまとめて、計画の方に反映していきたいと考えております。

○山名委員長

26ページから本計画の施策体系というものがありますが、資料1の各項目はこれから議論んですけど施策の推進方向の1「秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援」2「子ども・若者が健やかに成長できる環境整備」とありますが、先ほど事務局から説明がありました。この2「子ども・若者が健やかに成長できる環境整備」の方が先になるのではないかと思っています。やはり先ほどの山崎委員の意見のとおり、子ども若者が権利の主体とか、差別の解消と多様な文化価値を尊重するというところは、この計画の一番の肝になると思っていますが、いかがでしょうか。

●次世代・女性活躍支援課

委員長からお話をありがとうございましたが、資料1の施策の推進方向について説明しましたが施策体型1と3がどちらかというと直接子どもに対応するもの、2と4がいわゆる環境整備、体制整備という並びにしております。今回、こういう形で整理しましたが、この施策体系の並び方につきましても、委員の皆様方からご意見を伺えればと思います。

○本田委員

こども計画全般的にそうなんですが、対象が子どもであるだけでなく、大人ですよね。環境整備があって初めてその土壤ができて子どもに対していくことなんじゃないのかと以

前から思っていました。1つ全般的な話になるかもしれないですが、資料を見ていて、山崎委員であったり私だったり、NPO団体がこの10数年取り組んできたことと、やってることは変わらないです。子育て支援としてこれまで取り組んで来たことは、今後も当然継続して取り組んでいかなければならぬので、そこは変わることはない。やはり地道に続けることがすごく大事だと思うのですが、数値としては、全般的に下がってきています。少子化にしても、そこをどうやって改善するのか、改善できなくとも現状維持のままでいるのかというところを、具体的にどうしていくべきかが一番重要なのではないかと思っていました。そういう面では、この環境整備が大事なので、やはり、こちらから進めていくべきではないかなと思います。

○大屋委員

資料2の71ページです。この施策を最初に読む人は誰かと思ったときに、子ども本人よりも最初に見るのは、親、大人なんですね。その人たちを説得して環境を整えていかないと、子どもに向かって話しかけていっても返事はあまりないのでないでしょうか。それから今まで子ども施策の方では、小・中学生の子どもに対して「ここのホットラインに電話をくれれば相談聞きます」という仕組みを作ったんですけど、実際に子どもが電話してきたかっていうと、大変少ないので、本当に困っている相談を受けられたかということが課題です。

そういう経験からも、誰が見るのが、誰が読むのか。私も今まで居場所を作つて待つても、そこに居場所があるという情報を誰がひきこもつて人に伝えるのか。伝えようがなかつたりします。現在県内各地に開設されている居場所を毎月のように回っていますが、その時にいろいろ話を聴きます。重要な施策をしっかりと伝える方法を工夫すべきだと思います。

○山名委員長

第4章、30ページから秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援について、30ページから41ページまでご意見等ございませんでしょうか。

○佐佐木委員

学校現場に勤めている立場として不登校というのは非常に喫緊の問題だと感じております。先日の報道でも、県内の不登校、令和5年度ですけども1,947人で最多となっておりますが、69ページから70ページまで、施策等を書いておるところです。これらに関しては、現在も学校独自で対応しているわけですが、学校側からすると、ここに書いてある施策はもうこれで十分と考えています。要は、我々がしっかりとやるかどうかというところが、肝心なところですので、このままでじめについては、県の施策、それから市町村、学校現場と連携し、取り組んでいくことが必要です。ただ、1つだけ、不登校の原因が多様化しているという中で、不登校の理由の中に、1人で居たいからとか、別に好きなことがあって学校に行かなくても自分は生きていけるというふうなことで学校に来てない子ど

ももいるようです。そういう子どもが自分の好きなことを専門にできたり、或いは好きなことを活用して自分の将来の道筋を考えるような、そういう場所が、もっと多く出でればいいと考えているところです。そうすれば、親と協働もできて、子どもが心身ともに快適に自分のペースで自分の将来を見つけるということになりますので、いろいろな子どもたちの声も載っておりますが、たくさん声を聞く、聞く機会を持っていただき、現在の子どもに合った施策を増やしていただきたいという希望を持っております。

○山名委員長

例えば36ページの施策の6の多様な学びの機会の提供というところにも繋がる。不登校の子どもとかいろんなことも含めて、ここに記載することでよろしいですか。施設と言っても、県で対応するという中身ではないかもしれません、秋田県の実態として、こういう子どももあそこに行くと、自分のやりたいことができて、将来に繋がっていくというようなところが、希望として持っていけるような内容になればと思います。

○大石委員

不登校のことに関しましては、この概要に述べられている数値は令和4年度の数値になっているかと思うんですけれども、これよりもさらに上がった数値で令和5年度は出でていたかと思います。高校の現場で心配していることは、この不登校のなかなか学校に向かわない生徒たちが高等教育を受けようというところで、逆に、秋田県ではなくてもよい、そういう選択肢がどんどん出てきているのではないかと思います。例えば通信制にしても、いろんなところに選択肢があるという形で、逆に多様な選択肢を求めて、秋田県ではない他のところに行くというケースもあると聞いております。やはり、その多様な学びに対応できるような高等教育機関の充実というところは、必要ではないかと考えております。

●高校教育課

不登校の状況等につきましては、ご指摘の通り、先日問題行動等調査の令和5年の調査結果が公表されたところでございまして、高校の方でも、前年度比で191名の増ということで、不登校の生徒が増加しており我々としても非常に大きな課題であると捉えているところでございます。様々な要因は考えられますが、まず高校の方としては、この後も、生徒の心身の不調に対する早期の支援、それから状況の把握。また学校としての組織的な対応、例えば外部のスクールカウンセラー、或いは家庭環境等のスクールソーシャルワーカーといった、そういった相談機関等の積極的な活用など対応してまいりたいと考えております。

●生涯学習課

36ページには、生涯学習機会の充実ということで記載しております。生涯学習社会教育の分野から、社会教育施設が果たすべき役割というのも、今後さらに拡充していくべきではないかと考えております。具体的に言いますと、公民館、それから図書館、博物館

も入りますが、そういう施設が、今の話題でいきますと、不登校、児童生徒の皆さんのために、何かできることはないかと。それを果たすことで地域コミュニティーが活性化され、基盤が整備されるというふうなイメージも持ってございます。今後、社会教育分野からも、何ができるかということを模索してまいりたいと考えております。

○山名委員長

次に施策の推進方向の2、子ども・若者が健やかに成長できる環境整備と素案の方では42ページから64ページに書かれている内容等で皆様からご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○大屋委員

64ページのところに施策10とあって、子ども・若者の視点に立った居場所づくりというのがあります。子どもが日中の時間帯にという表現がある。一番下に秋田県児童会館の機能充実、これは、かみ合ってないのではないかという気がします。小中学生の行動範囲は制限されてますよね。学校の帰りに勝手にどっかにプラプラいっちゃいけない。児童会館のある区内にいる児童生徒を対象とした、この県立児童会館だけ充実させていいんだろうか。私も先ほどお話したように、県内全部回ってますので、秋田市は施設があつていよいよねっていういつも言われて、私も悩んでいるところなのですが、それで良いのかどうか皆さんのご意見はどうでしょう。

●事務局

子どもの居場所づくりということで①の方に全県、各地域の児童館の充実を記載しております。それに加えて秋田県で唯一の大型児童館ということで②のところに、書かせていただきました。児童館を子どもの居場所作りにあわせて記載したということです。

○高橋委員

私、横手市なんですが、今の子どもの居場所づくりという不登校生徒が来てくれるような環境づくりとか、あと放課後児童クラブの充実を図るために、来年度も2つほど新しくできる場所もあります。県、そして各市町村で、こういった施策を進めていただいているのですが、先ほど従来より皆さんおっしゃってる通り、誰にどう届けるのかという周知の仕方というのが非常に難しいですね、こういうのがあるのですよと、伝えてもやっぱり本当に届いて欲しい人に届かないっていうのが、すごく感じているところです。自分のところで聞いた話をしますけれども、やはり例え、先ほどの不登校の話ですが、何かがきっかけで不登校になってしまったんですけれども、やはり卒業間際になって、やっぱり学校に行ってればよかったですっていう、子どもさんがたくさんいると、私の知ってる方のお子さんにもそういう方がいました。やはり復学できるような、そして学校側も今、本当にたくさん対応していただいている。本当に一人ひとりについて、それぞれに対応していただいております。そして、横手市の十文字中学校ですが、今年度からクラス担任制を廃止して、

学年担任制というシステムに切り換えました。今効果が出てきているのが、毎週、担任が変わっていくので、話しやすい先生話しづらい先生というのが出てきたりとか、その中で、子どもたちが先生が変わるので、目の行き届きやすくなっている部分と、子どもたちが相談をしやすくなっている部分という窓口が広がってはいる部分が出てきています。まだ始まって1年も経ってませんので、実施をしてる段階ではありますけれども、学校サイドも一生懸命頑張っているところがあります。子ども一人ひとりに対して施策を最初に目に見える大人がどういうふうにすれば、こういう分厚い計画を出されても、誰も読まないと思います。全部目を通す人が何%いるのかなとちょっと感じています。ただ、やはり皆さんが目を通してこうやって子どもに対して県が本気へ向かっているという姿を周知していかなければと思います。この計画に書かれていることは本当に子どもたち一人ひとりに対しての、PTAという立場からも、子育てをしている、保護者に向けての応援という意味でもすごくありがたい話だと思っております。

●事務局

周知の方法であったりとか、これだけ考えてることを皆さんにどういうふうに伝えていくかっていうのが大きなところではないかと思いますが、県の方でも、今までホームページや、広報誌を使って情報発信をしてきたところですが、昨年度からインスタを活用した情報発信というのを進めています。それはかなり好評を得ているところであります。今回の子ども計画の権利の啓発も含めてインスタグラムとか、そういうものを活用しながらうまく、分かりやすいように発信していければと考えているところです。

○本田委員

情報発信、周知はものすごく難しいと思っています。届いて欲しい人に届かないというのは多分今までずっとやってきてもそうなので、今回このような計画素案を立てていく先におそらく関係諸団体というのがいっぱい出てくるんだと思います。そういう関係諸団体のリストと、この素案が紐づいていて、そことの関係性の中で広報していくかないと、もう本当に届けたいところには届かないと思います。その計画を具体的に練る段階でそういったところを踏まえて、どこの団体とこの事業をやっていくっていうところまで踏まえて考えていただいた方がいいと思います。

○笈川委員

事務局への質問になるんですが、情報発信と子ども計画の利用方法に関連してですが、対外的には、この計画案で進んでいくと思いますが、内部的には例えばこの施策1に関しては何課が所管しているのか、或いはその関連する条例だとか通達などとかがリンクしているとか、そのような資料あるものでしょうか。また、そういった資料があるならば、利用する側に便利なので、利用者に提供されるのでしょうか。

●事務局

各施策の担当部署の一覧を作成しておりますので、今後検討していきたいと考えております。

○笈川委員

この計画を1から順番に目次もヒントに見ていくパターンもあると思いますが、例えば関連ワード入れて検索エンジンにかけて、AIなどが検索するような利便性を考えた上で、この計画を、今後、広報周知の際に役立てていただけると良いと思います。プレスリリースする際に、視覚的に内容的にわかりやすいように整理してくれるので、ぜひご活用いただけすると効果的に周知に生かせると思います。

○大友委員

最初に60ページです。下の方の、多様な事業者の参入促進・能力活用事業というところで、健康面や発達面において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部等を補助します、とあります。6番のところに地域における子ども、子育て支援の充実を次の市町村が実施する事業を支援します、という項目の中にこの一文があります。特別な支援を有する、いわゆる障がい児、加配の必要な子どもに対して、県が市町村に対して補助するという認識でよろしいのでしょうか。

●幼保推進課

ご質問の件ですが、ここに掲げているのは、地域子ども・子育て支援事業として法に基づいて行う事業の中での、多様な事業者の参入促進・能力活用事業というメニューの中で行うことになりますので、市町村が実施するとなれば、国、県、市町村でそれぞれ3分の1ずつ負担して行っているものになります。

○大友委員

私立の認定こども園に限定されてるのは、何か理由があるんですかね。

●幼保推進課

法人格施設、あと施設種別に対応して、幼稚園は、特別支援教育の助成がされております。保育園であれば、地方交付税で各市町村にその財源が交付されており、市町村で単独の補助事業を実施しております。

社会福祉法人立の認定こども園に対して、そこを補う意味でこの事業が用意されております。

○大友委員

佐佐木委員から、いじめの問題や不登校の問題が出されました、保育園のときに問題

のなかった子が学校に行って挫折して不登校になったりとか、いじめの問題があつたり、昨今の闇バイトで若年層が凶悪な犯罪を起こしたりとか、生まれたときから悪いことをする子どもはいないと私は思っています。全て大人とか、周りにいた人たち、社会環境など、いわゆる、本人たちの直接的な要因ではないところが多分にあるのではないかと思っています。今、この計画の中にも、たくさんの施策を考えていく中で、子どもの周りにいる大人たちが、どんな環境を作るかで、この問題にはやはり貧困という問題が関わってくると思います。大人に対しての経済的な支援というのも、とても大事な要因の1つだと思っています。今、ここでの話は、やはり子どもの問題だけじゃなく経済とか福祉とか環境とか人とか、いろいろな事を絡み合わせて、こども計画を策定していく必要があるのではないかと思っています。

2つ目は、今、こども計画に出てきてる問題のある家庭、保護者、子どもをいかに早く見つけ出すか。一番の問題は潜在してて、我々の目や耳に触れない方たちがどんどん沼にはまってしまうような状況になるのを、どうやって1日も早く支援してあげるか。そこも大事な点ではないかと思っています。以上2つ、質問させていただければと思います。

●次世代・女性活躍支援課

今回、こども計画は大友委員がおっしゃるとおり幅の広い計画になっておりますが、この計画ですべて包括することは難しいと思っております。そのため、こちらの資料の4ページに、記載をさせていただいておりますが、このこども計画につきましては、県がそれぞれ作成する様々な計画がございますので、こちらと当然関係しながら、進めていくということになっております。こども計画にある施策についても、本日ここに参加している各課のみならず、ほぼ全庁的な取り組みとなっておりますので、そういった施策を丁寧に位置づけていきたいと思っております。

●地域・家庭福祉課

大友委員からの質問ですが、対象者を早期に見つけ支援するというところで、当課で取り組んでいる1例としてヤングケアラーの支援について例を挙げてお話をさせていただきます。報道等で出ておりますヤングケアラーについては、実際には支援が必要な子どもや家族が自分たちがヤングケアラーだという認識をしてないというところが課題があり、それをいかに見つけて支援をしていくかが大きな課題だと思っており、ヤングケアラーの認知度向上等に努めているところです。その中で、ヤングケアラーに関しては学校が一番身近な存在ですので、学校で気づいて、それをいかに福祉につなげていくかというところで、教育と福祉の連携窓口の明確化等を図りながら、対象者に気づいてもらって関係機関が支えていくというような取り組みを進めております。周知広報で気づきを持ってもらうような仕掛けをしながら、関係機関が連携を進めていくことが重要ではないかなと思っています。こども計画の中にもヤングケアラーの支援等については書いておりますがしっかりとニーズを把握していければなと思っています。

○山名委員長

今の話にも通じますが、施策の方向の3に困難を有する子ども、若者への支援っていうところがあります。素案では65ページから71ページまでに入りますが、今の話とも合わせて、素案の3困難を有する子ども、若者への支援について、委員の皆様から、意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

○佐佐木委員

今の話の中で、学校側が子どもの変化に気づいて欲しいと言う話がありましたが、確かに私もそう思います。秋田市の話ですが、ヤングケアラーに関しては、中学生の方が多いだろうということで全中学校でアンケートを取ったり、ヤングケアラーというのは、こういう実態を言うんだよということの周知を図っています。周知を図ることにより、自分の家庭がそういう状態になっていれば、ちょっとうちもそうな感じですと先生に、相談するような流れをとっています。こども計画の中に、虐待やDVの話も出ておりますが、小学校では、朝様子がおかしいとすれば、どうしたのという言葉を投げかけます。ご飯を食べてこないとか、ちょっと腕が痛い足が痛いと痕跡が見られる場合あります。そこを見つけた学校側が、民生委員とか、或いは地域の方々から情報収集していくことはできます。そういう家庭に対応する道筋が今もできていますので、ますますの充実を期待するということです。

○大石委員

高校レベルでいうと市で行ったヤングケアラーの調査の結果が学校にバックされておりますが、調査結果を見た上で高校側の抱えている課題としては、学校側が声をかけても、生徒側のプライドが許さないという、高校生くらいの発達段階だとそういう部分も出てくるので、発達段階の問題もあるので単純にはいかない部分もあります。

●高校教育課

県全体の取り組みについて、直接的なヤングケアラーについての調査は行っておりません。個人情報を含むデリケートな問題でもありますし、そういった疑いのあるものも含めて、学校が認知をする或いは相談を受けたりしてるものについては、適切な外部機関に接続し、スクールソーシャルワーカー等の活用によって適切に福祉等につなげていく取り組みは常にしているところでございます。

●義務教育課

ヤングケアラーに特化した施策を展開するものではありませんが、70ページの②教育相談環境の整備ということで、スクールカウンセラーや保育カウンセラーそして先ほどもありましたけどもスクールソーシャルワーカーを活用して、相談体制の充実を図ってきております。その中で相談に関して、例えば家庭内に起因するものがあれば、専門の機関へつ

なげスクールソーシャルワーカー、カウンセラーが連携しながら専門機関、福祉の相談機関につなげるといった取り組みを進めております。

○笈川委員

70ページの施策3の①いじめ防止対策の推進のところですが、あくまで子どもに関する、基本計画ではあるんですが、いじめを認知した際は、組織的に対応されるということを書いていると思うのですが、以前にも発言しましたが担任の先生を孤独にしないというところは盛り込んでいただければと思いました。これはこども計画なので、この文脈にはふさわしくないということであれば、確かにそうかもしれないですが、実際には、全国的に押し付け合いみたいなものになって担任の先生がつぶれてしまう。或いは、その学年主任がつぶれてしまうといった事例もありますので、組織的に対応するなど詳細に書いていただければと思います。

●義務教育課

70ページの①のポツの2つ目なんですが、いじめを認知した際は即時に事実確認し学級単位はもとより、対策委員会を開催するなど、学校全体で組織的に対応し、というふうに記載しておりますが、今学校では、いじめを認知した際、学校内に対策委員会を設置しどのような対応を今後進めていくかということは委員会の中で決定し、着実に進めていく状況です。今後もそういう取り組みが推進されるように周知してまいりたいと思っております。

○高橋委員

いじめ対策についてですが、実例として子ども同士であれば、学校内で解決できるんですが、そこに保護者が絡んできて学校の範囲を超えててしまうことがあるということを私も聞いたことがあります。子どもたちはいじめだと認識して、悪かったと謝ってきちんと解決に向かってるので、親同士がまた言い合いになって、親同士が認め合わないということで勝手にいじめ問題が、違う方向にいくという例があるようです。こども計画とは違うと思うんですが、そういった点に対してもこども計画の段階ではない範疇が全然上になると思うのですが、そういった点も含めて、お考えはあるか。いじめというのは、やはりいじめられる側が、身体的、精神的にも苦痛を抱えてしまうとか、当事者が認識すればいじめということになっていますけれども、保護者等がそういったところに、実際に子どもだけではなく親同士であるとか、そういった関わりでも、複雑化してしまうケースはあると聞いております。学校としては、子どものいじめを受けたダメージから解消される方向性をまず探るというところ、そこについてケアをしていくというところをまず重点的に行いながら、家庭の理解も進めていくというのが今の学校の現状ではないかととらえています。保護者の問題ももちろんありますし、いじめだけじゃなくて不登校対策とかでも保護者を孤立させないっていうのは当然あるので、丁寧にと私も思います。

○山名委員長

4の子育て当事者を社会で支える体制の充実について、72ページから78ページまでになります。ここについてご意見等委員の皆様から何かございませんでしょうか。

○山崎委員

地域において子育て支援を行っておりますが、この計画にもありますように、とても支援が充実していると思っています。他県からいらっしゃる保護者の方たちも、まず秋田県の子育て環境について、何一つ不都合なことはないというふうに私は直接聞いておりますので自信を持って、この環境を推進していただきたいと思いますし、そして何かお手伝いできればと思って、日々努めているところです。とは言えやはり時代の変化とともに、ニーズというのは変わってきますので、何が足りないのかな、必ず足りないところがあるとは思います。資料の4-2、アンケートで様々なご意見をいただきしております、資料4-2の2ページ、2産後ケアに関する事項という項目があります。この産後ケアの充実のところに、物品のレンタルということがあります。確かに近年、多胎児も増えているんですね。そうすると多胎児は2人分ですので、値段も高いのかなと思いまして、ベビーカーも高価なものだよねってレンタルというのもないのかって聞いたところ、レンタルするほうが高くつくと教えていただきました。この経済的支援のこともいろんな背景から、経済的支援を充実して欲しいというのが一番多いと思うのですが限界があると思います。そこで何か例えば物品のレンタルとか、子育ての利用時期は一時しか使わないものがとても多いですね。そういうものを経済的支援というよりは、物品のレンタルとか、そういう仕組みもあればいいのかなと考えました。ただ物品をレンタルする場合として、レンタル品を保管するとか管理するなど、課題はあるとは思います。これは環境にもやさしいというようにも思いますので、まず県民の方からのご意見もありましたので、検討していただきてもいいのかなと思っております。それから、現場にいると本当にお父さんたち頑張っています。日々仕事されてるのにもかかわらず、週末は子育てをお母さんに委ねられて、お父さん頑張ってると本当に思います。そういうパパたちの支援っていうのもやっぱり必要だと思います。元気なお父さんたちを増やしていくことで、他のお父さんも元気になっていくという相乗効果です。父親支援というのも何らかの形で継続していく必要があると思っています。

○本田委員

父親支援ですが、今のお話の件も含めて、ファザーリングジャパンとして地道に、小さく末永く10年以上活動しておりますが、正直、何も変わっていないという印象です。これやっぱり私たちだけでやるのは限界があるなっていうのは感じています。そういう意味でも県の新しい計画のもと、我々のような活動がもっとたくさん増えてきたらいいなというのを思っていたところです。そこで質問ですが12ページの、現状ですが、アンケートの数字がありますが、ワークライフバランス等と企業の両立支援にかかる部分だと思

ます。12ページの（4）にあるグラフ、企業が取り組んでいる両立支援の状況というところの中に、一番上に両立支援を行っていると回答が66%もあります。この66%の内訳の具体的なことは書いてないです。その下に具体的なこと書いていますが、短時間勤務であったり、所定外労働時間の免除であったり。これすごく具体的な取り組みだと思いますが、両立支援を行っている中身が分かるようであれば教えていただきたいのと、ここをもっと細かく、深掘りしていくといろんな施策のヒントになると思ったのが1点です。

あと山崎委員からおっしゃったように男性の家事育児の参加はもっと必要だと思いますので、保育所であったり乳幼児の施設、もしくは小中学校、そういった教育現場と一緒に広めていく方が効果的ではないかと思っておりました。

●次世代・女性活躍支援課

まず素案12ページのデータのところなんですが、一番上の両立支援や措置を行っている企業、事業所が66%であり、その取組の内容が下の短時間勤務から事業所内託児施設の設置ということになります。経済的支援ですが、県では保育料と副食費の支援を市町村と連携しながら行っており、加えて一昨年から妊娠出産された方に給付金ということで、国、県、市町村で10万円支給する支援と県単独で祝金として2万円をプラスして支給しています。あとレンタルにつきましては、現在検討しておりますが、他県の状況など確認しながら、研究してまいりたいと思います。男性の家事・育児参画推進につきましては男性の育児休業の取得は広がってきておりますが、全国的にはまだ進んでいないというのが現状です。一昨年からお父さん方のネットワークを広げていく取り組みであったり、家事を楽に楽しくやっていくイベントであったりセミナーなどを県で開催しております、こういったものにつきましては、来年度以降も、進めていきたいと考えております。

○本田委員

県の理事と話をする機会があり育児休業の取得率は上がってきてると聞いております。政府の目標もあるので数字は上がってきていますが内容が伴ってない。やっぱり女性の負担がすごく多いっていうのは、この状況の中の家事分担の時間見れば一目で分かります。

●あきた未来創造部次長

女性の家事育児の負担を減らすためにはやはり、男性の家事・育児への参画が非常に不可欠であり、女性自身もフルタイムに働きたいんだけれども、やはり子どものことを考えるとちょっと控えておこうかというような考えも少なくないと聞いています。自分が希望する働き方を選択できるためにも、やはり女性も男性も希望する働き方、生き方ができるように進めていかなければいけないと思います。まさに家事も育児も男女ともにやっていこうということで、県だけが掛け声をかけているだけでなく、官民一体で進めていくこととしており、目標数値も改めて定めまして、来年度本格的に取り組んでいく準備を今進めておりますが、できるところは今年度中からやっていきたいと考えています。

本田委員からもご指摘ありましたけれども、実は数年前と比べれば、取得率は格段に上

がってはきておりますけれども、その取得期間とすれば、数日だとかなかなか実態が伴っていないという課題もございますので、本当の意味で参画できるような中身も伴ったものにしていきたいと思いますので、民間のお力もお借りしながら、一緒に進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋委員

ベビー用品のレンタルの話についてですが、今、小中学校で交換会というものが定着してきます。小学校の入学時に必ず、購入される算数セットとか、あと柔道着とか、彫刻刀とか、絵の具セット、習字セットなど卒業して不要な方がこれからの人たちどうぞということで、民間のN P Oで結構進んでます。ベビー用品までは分かりませんが、本当に一時しか使わないものですので、民間の力だけでなく行政サイドの方からも、やっていただければ回っていくのではないかと思いました。

○山名委員長

こども計画における指標と数値目標について、ご意見をいただきたいと思います。素案の方では79ページから81ページになります。

○大屋委員

80ページの一番下の行の8若者の自立支援ですが、若者サポートステーションの年間の決定数になっているように思います。これは厚生労働省の事業ですので、毎年計算するルールが少しずつ変わっています。基本的にそんなには変わらないですが、人口減とともに、利用者の絶対数が減ってきており、進路決定というのは、厚生労働省でいう雇用保険に入るような就職の数字になるのですが、実際にはサポートステーションでは、グレーゾーンの方を福祉の支援に繋いでいますが、それも進路決定だと思っております。今ここにある数字だとすると、納税者になるような人の数だけっていう空気になってしまふと困ることがあるのではないかと心配しています。

●事務局

若者の自立支援を通じた進路決定者数の内数ですが、大屋委員のおっしゃったサポートステーション秋田の数値ももちろん入っております。それに加えて、県南にあるサポートステーション横手や、県内にある若者の居場所を通じて、新しい進路を見つけたという方の数を集計したものになっております。

このベースになっている数字は、大屋委員から毎年ご報告いただいている実績の表にしておりますので、厚生労働省の基準だけではなく、新たな進路が見つかればそれを報告できるような形を検討したいと思います。

○山崎委員

81ページの4子育てを社会全体で支える体制の充実の1地域子育て支援拠点の利用組

数ですが、ここは単位組になっています。市町村に、何組かっていう調査をしての数値と思うのですが、本当にこの組数でカウントしてるのであるのかという疑問があります。県から、市町村に依頼をするときは、年度当初にでもカウントするときは組数でカウントするようというようなことを一言添えていただければ、正確な数値が出ると思います。この現状の数値の組数っていうのは、本当にどうなのかというのが現場にはありますので、そこ一言添えて調査をお願いできればと思います。

●事務局

委員のご指摘を踏まえまして、来年度調査の際には組数、定義をしっかりと伝えて、調査していきたいと思います。

○大石委員

秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援の4高校生の県内就職率があります。これ74.1%、令和5年度はまだ出ていないという数値で目標数値が80.0%となっておりますが、高校現場としては、県内就職に関しては数値としては達成できているのではないか、希望する生徒が県内に行くという形では、ほぼ達成してると感じております。むしろ、進学する際に、県外にしか行ける学校がないという理由で県外に進学していた生徒が県内に就職できているのかの方が大事な問題ではないかと思われるところであります。もちろん県外の大学とか専門学校に進学した生徒の就職動向を把握するということが難しいということは十分承知しておりますが、高校生の県内就職率が上がったからいいのかと言われると、県内の高校では就職がほとんどという学校は少ない。かなりの人数は専門学校、大学に進学している訳ですから、その子たちが秋田で働くというふうになってくれないと、本質的な問題としては全然改善にならないのではないかと思いますので、ここの数値目標のところをご検討いただきたいと思います。

●高校教育課

確かに高校を卒業してから、県外に出て、進学をして、その後、就職する生徒さんの動静を把握するのは非常に難しいところがございます。今、移住・定住促進課とも連携してそういう生徒に在学中に「こっちやけ」というサイトを通じて県内企業の情報提供等を行っているところでありますが、その指標として何がふさわしいのかということについては、今後検討することとし、ご意見として承りたいと思います。

○笈川委員

3の困難を有する子ども、若者への支援の6認知したいじめの解消率に関する母数についてですが、公立の小・中学校とあります、私立が除外されている理由をまず1つお聞きしたいです。

次は意見になりますが、確かに私立の学校には学問自由があつていじめ問題に関して素行に関して、行政指導する立場にないという解釈しているんですが、それはそれでいいの

かとお聞きしたいのと、ただ、私立学校にも当然いじめ問題があつて、むしろ行政が積極的に介入してくれないから、対応されていない場合がある。到底納得できないというご相談は残念ながら、全国的に深刻な問題になつてゐるので、事件やいじめ問題について行政指導をするところまでは学問の自由の観点で、簡単ではないかも知れないですが、少なくとも統計については一緒にした形にしていただいた方がいいと思います。

●義務教育課

こちらのいじめの解消率に関しましては、国の問題行動等の調査、先日公表された調査の中の、公表数値を活用しておりますので、その公表できる数値があるかどうかというのも確認しながら、慎重に小中高でいくのか、国立小中高、若しくは私立も含めた数値でいくのかということは今後検討してまいりたいと思います。

○山崎委員

70、76ページの④のひとり親家庭の自立支援の充実のところで追加ですが、自立支援ではないのですが精神的な支援という意味で、面会交流に対する支援というのも必要になってくるのではないかと思います。実際何件か関わっていますが、秋田県内で離婚家庭の面会交流を支援する機関がないので、本当はひとり親家庭就業・自立支援センターで支援していただければ助かるのですが、問い合わせたところ、やらないということなので、離婚者家庭に対する支援、特に面会交流に非常に精神的な苦痛を伴っておりますのでこれを支援するようなことが重要と現場にいて思います。

あと2点です。委員長からお話がありました26ページの施策体系のことなんですが、これは1、2、3、4のどれもが重要で、優先順位というわけではないのですが、順番を変更しても良いと考えます。

委員長からお話のあった2と1を反対にする理由としては、やはりこども基本法の基本理念が、この概要にもうたわれているように、こども基本法の考え方や理念を大事にしていこうというところで、2を先に持ってきて、秋田県としてこの計画でいくというような姿勢を示した方がいいと思います。

こども家庭庁からの資料のこどもの表記についてなんですが、これは行政文書に関してはひらがなの「こども」を推奨したいということなんでしょうけれども、計画の中に「子ども」の方が、この漢字のところがたくさん見られるんですが、これでいいのかどうかっていうことを1点確認させていただきたいです。

最後に、周知のことについて各委員から意見が出ましたが、サキホコレがすごく秋田県のイメージとして浸透してますよね。他県の人からも、サキホコレ食べましたって言われて、あきたこまちもあるんだけどなと思いながら、これはもうイメージ戦略が成功したと思っています。秋田県庁の前に子どもの笑顔の写真とかポスターを掲示して、秋田県としてはとても子どもたちを大事にしていますっていうことをイメージとして伝えていく。イメージキャラクターとかを作っていくことで、周知が図られていくと思いましたので、お伝えさせていただきます。

●地域・家庭福祉課

面会交流、親子交流とも言うようですが、委員おっしゃる通り、他県の一部では支援機関がありますが、秋田県にはありません。子どもの権利等に、または利益にとっても面会交流の必要性というところは認識はしております。今、第四期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画も、今年度策定をしておりますので、その委員会の中で、親子交流の支援についてどのようにしていくのかというところを、当計画の策定委員会の中でも、各委員からご意見を伺いながら、どのような形ができるか検討して参りたいと考えております。

●事務局

施策項目の順番1と2を入れ替える件なんですが、こちらの方はこども基本法の理念等を踏まえまして、今後逆にする形で他の部会等に意見をお聞きしていきたいと思っております。イメージ戦略の件なんですが、こども家庭庁でも5月と11月をこどもまんなか月間と定めておりまして、そういう機会を利用して、権利の啓発などについて、県として発信していきたいと考えています。もう1つ、子どもの表記につきましては、今日ご意見を伺いたいと考え、こども家庭庁の事務連絡を本日配布させていただいたところでございました。この事務連絡は国の取り扱いになりますが、使用の判断基準というものが載っております。法令等に根拠がある特別な場合を除いてひらがな表記のこどもを用いることを推奨しております。現在の県のこども計画においては、特別な場合を除いて、子どもの「子」は漢字で「ども」はひらがなです。大人の標記もひらがなではなくて漢字表記をしているところです。このこども計画で、その漢字表記がいいか、こども大綱などに合わせてひらがな表記にするかというところを、ご意見をいただければと思っております。

○山名委員長

基本的にはこども大綱に合わせてひらがな表記のほうがいいのかと思っているんですが、子どもの子が漢字の方がいいか、すべて漢字がいいかなど意見あれば、いかがですか。ひらがなの表記で統一してもよろしいですか。では、そのようにしたいと思います。今後ひらがな表記に修正しまして提示させていただきたいと思います。

議題の3のその他で、それ以外に、もし皆様からあれば、事務局の方から何かございましたら、お願いします。

それでは以上をもちまして、本日の議題すべて終了いたしましたので、会議の進行を事務局へお返ししたいと思います。

●事務局

山名委員長、委員の皆様ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、引き続きになりますがこども計画の策定に取り組んで参りたいと思います。次の開催は来年1月を予定しております。長時間にわたりありがとうございました。これで

第2回目の秋田県こども計画策定委員会の方を終了させていただきます。